

平成 25 年 3 月 11 日

金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件（案）」等に対する意見の提出について

平成 25 年 2 月 8 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件(案)」等に対する意見

平成25年3月11日
一般社団法人全国銀行協会

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	全般	その他Tier1資本の額及びTier2資本の額の計算に当たっては、バーゼル3にもとづく自己資本比率規制と同様にグランドファザリングが適用されるとの理解で良いか。	改正案では、自己資本比率告示の「普通株式等Tier1資本の額、その他Tier1資本の額及びTier2資本の額の合計額」を参照しているが、バーゼル3のグランドファザリングが勘案されるのかが不明確。必要に応じてグランドファザリングに係る附則を参照する等、バーゼル3にもとづく自己資本比率規制との整合性を確保して欲しい。
2	「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件」および「銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件」 第1条第2項	Tier2資本の算入額に上限(普通株式等Tier1資本の額にその他Tier1資本の額を加えた額)を設けることとする趣旨をご教示いただきたい。	バーゼル3にもとづく自己資本比率規制では、Tier2資本の要件が強化されていることに加えてTier2資本の算入上限が規定されていないため。